



今年は各地で史上最も早い桜の開花宣言が発表されています。穏やかな日が続き、春を感じますね🌸リモートワークや授業などを行う生活が始まり 1 年が経ちました。今年度に入り 1 年越しの入学式や入社式が行われた方も多いと思います。新生活が始まり大変かと思いますが、手洗い・うがい等を行いコロナ対策と体調管理に努めていきましょう！

～消費税の内税記載の義務化～

4 月 1 日より、商品の価格表示を消費税額を含めた「**総額表示**」とする事が義務化されます。

消費税の総額表示は、元々 2004 年の消費税改正により義務付けられていますが、2013 年 10 月～2021 年 3 月末までは消費税転嫁対策特別措置法により、猶予されていた背景があります。そのため、実質的には猶予失効による義務化という形となります。

<義務化後に認められる表記>

110 円 (税込)(税抜価格 100 円)

(うち消費税額等 10 円)

(税抜価格 100 円、消費税額等 10 円)

いずれかの表記
で OK



この義務化による事業者の一番の負担は、商品値札・メニューの変更等の事務的負担かと思いますが、財務省のガイドラインより、FAQ がございますので抜粋致します。

Q1. 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるか。

A, 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、**税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。**ただし、この場合、**税込価格が明瞭に表示されている必要があります。**



<明瞭に表示されているとはいえない例>

10,000 円 (税込 11,000 円) … **文字の大きさ**に問題がある場合

10,000 円 (税込 11,000 円) … **文字間余白・行間余白**に問題がある場合

10,000 円 (税込 11,000 円) … **背景の色との対称性**に問題がある場合

Q2. 「総額表示」の移行に伴い、レジのシステムを変更する必要があるか。

A, 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであって、**レジシステムの変更を義務付けるものではありません。**

Q3. 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されている場合、全て税込価格に変更する必要があるか。

A, 「総額表示義務」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、**棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば**、総額表示義務との関係では**問題ありません。**

上記のように、消費者に誤解を与えない表示方法を行えば、ある程度の自由は認められています。全てを変更しなければならないと勘違いをして、無駄なコストを発生させないようにしましょう。

同一労働・同一賃金の中小企業義務化

4月より、大企業で義務化されていた「同一労働同一賃金」が、**中小企業でも義務化**されます。厚生労働省のガイドラインに基づき、要点を抜粋して紹介します。

<同一労働同一賃金>

適用時期…大企業 2020年4月～ **中小企業 2021年4月～**
→同一企業・団体における正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの



① 不合理な待遇差の禁止

例）基本給・賞与・各種手当の扱いで、雇用形態の違いのみで差が発生している場合（業務内容・形態が正規雇用者・非正規雇用者で同じであって給与に差が生じる場合）

⇒**正規雇用者と同額の支給をしなければならない。**

② 待遇に関する説明義務の強化

従前…「賃金や教育訓練、福利厚生施設の利用などの説明義務」

「待遇を決定する際に考慮した事項の説明義務」

追加…「正社員との待遇差の内容・理由等の説明義務」

「説明を求めた労働者に対する不利益取り扱いの禁止」

③ 行政による事業主への指導や助言

従前…派遣労働者・短時間労働者の雇用管理の改善を図る際に指導することができる。

追加…**有期雇用労働者**についても、上記に含まれる。

④ 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

行政ADR…労使間の紛争を**訴訟によらない方法で解決に導く**方法。

都道府県労働局で取り扱われ、**裁判と比較して費用をかけず、短期間の解決が可能**となる。

今月のいろいろ「掲示板」

<東京都休業協力金の申請期限>

東京都休業協力金の**2月8日～3月7日実施分**の申請受付が開始しております。

申請期限は4月26日（金）となっておりますので、申請予定の方はお早めにご申請ください。

前回分（1月8日～2月7日実施分）の申請がお済の方は、都からの通知はがきの番号で申請が簡略化できますが、都からの通知が現状滞っているようです。余裕をもって提出したいという方は、新規申請扱いでご提出されても良いかと思えます。

（簡略化と言っても口座振替依頼書・身分証明・お通帳のコピーが不要となるのみです。）

<蔓延防止等重点措置の適用>

4月に入り、大阪府・東京都等の各地域で蔓延防止等重点措置の適用が発令されています。

緊急事態宣言の一段階下の感染防止措置であり、飲食店などに主に**午後8時までの営業時間の短縮要請を出すことが可能**となります。

さらに、緊急事態宣言と同じく時短要請に応じない事業に対しては**過料（20万円以下）も課せられる**との事です。緊急事態宣言が解除されお客様が戻り始めた矢先、飲食業の方々には厳しい状況が続きそうです。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
プライベートタイムを充実させてみて。美しいモノに触れたり趣味に没頭したりすると吉。リフレッシュもできそう🍀	苦手なタイプの人と接近の兆し。実際に接すると意外な共通点が見つかりそう。気軽に会話を楽しんでみて🎵	最高のコンディションで過ごせます。体力強化のために運動を始めるとグッド。少しハードなメニューがおすすめ🏃	センスが光る月。感覚のまま伸びやかに表現してみて。積極的に取り組むと個性的な素晴らしい成果を生み出せそう😊



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。